

育児・介護休業法に基づく男性労働者の育児休業取得率等の公表

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づき、男性労働者の育児休業等と育児目的休暇の取得率を以下のとおり公表します。

対象期間：2024年4月1日～2025年3月31日

男性労働者の育児休業等と 育児目的休暇の取得率	14.3%
----------------------------	-------